

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和4年6月7日（火）午前10時00分開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第25号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長
峯 崎 浩 総 務 課 長
伊 藤 良 昭 企 画 財 政 課 長
高 瀬 利 之 税 務 課 長
川 田 亨 住 民 環 境 課 長
小 野 寺 雅 明 福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀 健 康 介 護 課 長
橋 本 貴 弘 産 業 振 興 課 長
塩 田 修 一 都 市 建 設 課 長

丸	山	英	幸	会	計	管	理	者	兼
				会	計	課			長
小	林	桂	樹	教	育	委	員	会	長
				事	務	局			
橋	本	貴	弘	農	業	委	員	会	長
				事	務	局			

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事	務	局	長			
小	野	田	裕	庶	務	議	事	係	長	
本	田	明	子	行	政	庶	務	係	長	
				議	会	事	務	局	書	記

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○荻野剛史事務局長 ただいまより予算決算常任委員会を開催いたします。

○委員長挨拶

○荻野剛史事務局長 開会に当たりまして、亀井委員長よりご挨拶をいただきます。

○亀井伝吉委員長 改めまして、こんにちは。先ほどの本会議において本委員会へ付託されました、補正予算関係1議案について審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○荻野剛史事務局長 それでは、次第に基づいて行います。次第3番、審査事項につきましては、亀井委員長の進行でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議案第25号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について

○亀井伝吉委員長 それでは、本委員会に付託されました議案第25号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、議案第25号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第2号)につきまして、細部のほうを担当より説明をさせていただきたいと思っております。

議案書をお手元をお願いをしたいと思いますけれども、議案書の1ページから5ページにかけましては、先ほど町長より提案理由がございましたので、省略をさせていただきまして、私からは6ページ以降、説明をさせていただきたいと思っております。

6ページ、歳入でございまして、15款国庫支出金、第1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として1,717万6,000円を追加いたします。

続いて、第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金です。子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金に930万円を追加、同じく子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金に103万5,000円を追加いたします。

3目の衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費633万2,000円を追加いたします。コロナワクチンの接種につきましては、4回目に対しまして、1,700万円については医師会等への委託料、633万円につきましては事務費等となっております。

19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、こちらは264万4,000円を減額するものでございます。

7ページです。21款諸収入、5項雑入、3目雑入です。魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金といたしまして80万8,000円を追加、一般コミュニティ支援事業助成金といたしまして250万円を追加するものでございます。いずれも申請をしていた事業が採択になったことから、計上するものとなります。

次のページからは歳出となりますが、まず正職員及び会計年度任用職員の人件費につきまして、4月の人

事異動に伴い、款項目その間で組替えを行ってございます。正職員につきましては、人件費の総額に変更はございませんで、組替えのみとなっております。会計年度任用職員につきましては、1名の減員により294万円を減額をいたしてございます。これ以降人件費の説明につきましては、省略をさせていただきたいと思いません。

ページをめくっていただきますと、8ページは人件費のみですので、9ページをお願いいたします。歳出です。第2款総務費、第1項総務管理費、10目自治振興費、コミュニティ助成事業330万8,000円の追加です。内訳には、魅力あるコミュニティ助成事業の助成金として80万8,000円を追加、一般コミュニティ助成事業の助成金として250万円を追加いたします。魅力あるコミュニティにつきましては第3行政区のトイレの水洗化、一般コミュニティにつきましては9区の祭り用の山車の改修と内容がなっております。

13目交通対策費、町営駐車場運営事業に10万2,000円を追加いたします。リース料1か月分が不足するための追加となります。

16目感染症対策費、修学旅行等キャンセル料支援事業に19万3,000円を追加するものでございます。内容につきましては、修学旅行の参加予定者がコロナ感染等にした場合、キャンセル料を補償する保険への加入、またキャンセル料の支払いのための追加となります。

続いて、11ページをお願いいたします。第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付事業といたしまして、1,033万5,000円を追加するものでございます。内訳で一番大きい額が一番下となりますが、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に930万円、児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費、こちらは4回目のワクチン接種にかかる支出でございまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に633万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に1,717万7,000円を追加いたします。接種体制確保事業は事務費分、接種対策事業については医師会等への委託料となっております。

続いて飛びますが、19ページをお願いいたします。こちら第9款消防費、第1項消防費、4目防災対策費、こちら補正額はゼロですが、組替えを行っておりますので、説明をさせていただきます。緊急避難場所整備事業、内容については土地購入費が確定したことに伴います減額及び電柱の移設に関わる補償費の不足を補う分を増額するものでございます。

以上、雑駁でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご採択賜りますようよろしくをお願いいたします。

○**亀井伝吉委員長** ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○**針ヶ谷稔也委員** おはようございます。6番、針ヶ谷です。よろしく申し上げます。

14ページをお願いします。衛生費の中の新型コロナワクチンに対する費用ですけれども、下の丸の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、こちらは医師会に対する費用ということで説明がありましたけれども、その内訳としまして報償費と委託料というふうに分かれているわけですけれども、報償費というのも人物に払うお金だと思います。委託料もその医師に対する報償だと思っておりますけれども、この違いがちょっと明確

でないものですから、説明いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、ご説明いたします。

このワクチン接種対策事業につきましては、接種1件当たり幾らというような負担金が国から出るものでございまして、それがワクチン接種の委託料2,277円掛ける接種した分になります。それと、報償費のほうにつきましては、集団接種によります医師の雇い上げがございまして、医師、看護師、また事務等々の現場のスタッフに払うお金でございます。ですので、委託料のほうは医師会に、そして現場の医師会以外のスタッフといいましょうか、医師会以外のスタッフに払う報償費がこちらの報償費の額になっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今の説明ですと、現場で接種作業を行った医師に対しては報償費、接種数に応じた委託料が出るので、それは医師会に入るという説明でよろしいのですか。医師会からその接種を行った医師に対する手当というか、そういうものは出ないという考え方でしょうか。

○亀井伝吉委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 大変失礼いたしました。説明が下手で申し訳ありません。

医師会に払うほうが委託料のほうで、1件当たり2,277円掛ける人数というのが医師会に払われます。上の報償費につきましては、医師会以外の先生、休日等々で足りない場合外部の先生、足利のほうからも頼んでおりましたり、あと小児の部分につきましては、小児科の先生を外部から頼んでいる部分の先生、それと現場の医師会に属していない看護師、それとこちらで町でお願いしている事務等のお金になります。申し訳ありません。

[何事か言う人あり]

○亀井伝吉委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 追加で申し訳ありません。

委託料のほうにつきましては、医師会を經由いたしまして請求が参って、医師会に属する先生と先生が同行していただける看護師さん、事務の方、全て医師会にこちらはお支払いいたします。その分を医師会から先生方にお支払いになるという流れがあります。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 館林医師会に所属している先生が接種した場合には、この医師会に委託した料金から報償という形で払われると、医師会に属さない方を依頼した場合に、この報償費として支払うと、これは医師、看護師、事務スタッフ含めて、そっちのほうの報償という形で支払うという説明ということですね。分かりました。ありがとうございました。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 11ページの民生費のところ、子育て世帯生活支援給付事業について、この低所得の子育て世帯支援特別給付金というのは1人5万円というのですけれども、この低所得者の対象というか、基準はどういうふうになっているのですか、いかがになっているのですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 対象としましては、住民税非課税世帯が対象となります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 住民税非課税世帯って何世帯ぐらいある。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 今のこの予算計上しておりますのは、国が定めた計算式でやっております、930万円ということで186人分ということで計上はしております。

〔「人数は分かるんだけど、世帯」と言う人あり〕

○小野寺雅明福祉課長 今のところまだこちらの世帯は、はっきりした世帯は出ていません。これから抽出する上で、国が示しました板倉町が全国では何%ぐらい、児童手当をもらっている子供に対して約15%ぐらいをということで予算計上してあるような状況で、これから補正をしまして、電算会社に委託をして、課税状況から抽出をしてということで住民税の非課税世帯が出るような形になります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 今はまだ確定していないわけ。これからこれを調べて何人いるか拾い出して後で精算するというので、今は予算だから何人いるか分からない、大体このぐらいいるだろうという人数なのだ。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 令和3年度も同じような非課税世帯に支給をしております、そのときは件数としましては62件でした。ですから、件数に関しては、それほど大きな上下はないかなというふうには考えています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それで、費用の明細のところ職員手当というのが18万5,000円追加というのですけれども、この職員手当というのはどういう意味の職員手当なの。それを調べるのに誰か臨時の頼むの。どういう費用なのか、この職員手当というのは。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 この手当につきましては、通常の業務以外ということで、国から出る費用ということで、職員の超過勤務分を2名分の50時間ということで見込んだ金額となっています。超過勤務手当。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 残業が発生するだろうということで残業手当を見込んでいるわけだ。では、残業しなければこの費用は発生しないわけ、予算だから、そういうこと。仕事中にやっているのだから、どうして費用が発生するのかと思ったら、残業がこの仕事をするについて、調査するに当たって発生するだろうということ想定して、これ予算だから、このぐらい含んでいて、国からこのお金が来るということで計上してあるわけですね。分かりました。

○亀井伝吉委員長 ほかにありますか。

今村委員。

○今村好市委員 9ページの一般コミュニティ助成事業なのですけども、宝くじの収益金の還元だと思う

のですが、9区の先ほど山車というので、祭りの山車というのがあるのですけれども、大久保地区に手作りの山車があったのです。板倉まつりなんかで出てきているのですけれども、それを修理するのですか、新しく作るのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 ただいまの関係でございますが、こちらは修理をするということで申請のほうは出ております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 大久保地区の山車で間違いないのですよね。そこしかないと思うのですけれども、山車は。

[何事か言う人あり]

○今村好市委員 うん、そうそう。何か手作りでみんなと一緒に作ってみたい。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 ちょっと資料を探しています。

○今村好市委員 分かったら全体の事業費と地元負担額が、この250万円全額、これでできてしまうのか地元負担もあるのか、その辺もちょっと分かったらお願いします。

○峯崎 浩総務課長 ただいまの質問でございますが、大久保八坂神社の山車の修理ということになります。全体事業費でございますが、280万930円ということで、そのうち決定額が250万円となっているものでございます。

以上になります。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 9ページ、コミュニティの一番下、真ん中なのですけれども、町営駐車場関係なのですけれども、これは要するに令和4年度の3月予算の中から含めての中のですけれども、これはシステムリース料というのは毎月なのか年間幾ら、合計を含めて毎月なのか。3月のときには、令和4年度についてはそういった方向性が出ているかと思うのですけれども、あえてここで出てきたのはどんなふうなあれで出てきたのですか。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 ただいまの関係でございますが、リース期間、平成29年7月から5年の契約ということで、月々9万4,300円のリース料ということになっておりましたが、これが長期継続契約をしたときに各年度で予算のほうの配分を行うのですが、4月、5月分の予算しか令和4年度においては計上しておらず、6月分が不足してしまったというような状況でございます。1か月ちょっと計算違いで少なく予算計上してしまったという現状でございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほどの平成29年度からという話ですけれども、5年間ということですが、そういう過去のいろんな実績があるにもかかわらず、今回4月、5月で、6月は取っていなかったというのですけれども、それは事務手続が何か一つ生じたのか、その辺を何で。契約で毎年やっているわけですから、4月、

5月分だけしか計上していないで、6月分は払えなくなってしまったというのではちょっと変だなと思うのです。不自然だと思うのですけれども、過程だって同じだと思うのです。ここへ来て補正で6月が計上していなかったから、それは事務手続のミスとか、何か違う方向性でいっているのか、その辺はどうなのですか。別に毎年4月、5月はやって、6月は足りなくなってしまうので、補正をしているのですか。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 この関係でございしますが、ちょうど長期継続契約の最終の年度ということで、残り数か月という契約の末尾になります。そのときに昨年度、令和4年度の予算を計上する際に、当時カウントする月数において計算違いが発生した、事務的なミスというふうに考えております。以上になります。

すみません。追加になります。それでは、追加の説明でございします。先ほど申しましたリース期間が令和4年6月で切れるというところだったのですが、その6月で切れる、本来であれば3か月分を計上するものを当時の計算をしていく中で、残り2か月で終了というようなことで計算違いをしていたというものでございします。

以上になります。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 金額はまだ少ないですから、この前の4,000万円云々ではないけれども、それは計算ミスというのか、事務手続ミスというのか分かりませんが、今の説明は事務手続かなという話ですけれども、ぜひ今後も、このシステムリース料というのはこれからも継続してやっていくわけですから、6月分がなくなってしまうのではなくて、当初から5年後の最後の6月、要するに二、三か月ということが分かるわけですから、それは早めに本予算のときに出すのか、それを正式にもう一度振り返っていただいてお願いをしたいと思っておりますけれども、5年後の最後6月ということで分かっているならば、こういうミスは出ないと思うのです。やはりささやかな事務手続ミスであっても、ミスはミスというふうになれば、これは大きな問題になってくる可能性もありますので、その辺もひとつよろしく願います。

説明はいいです。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 貴重なご指摘をいただいて、考えてみれば私の不行き届きというようなところもあろうかと思えます。確認を今水面下でちょっといたしておりましたが、単純なミスということで、多分5年後の5月いっぱいまでは、6月1日からは契約しないと、それを6月までとか、そこら辺のちょっと行き違いがあって、その担当の職員の単純ミスということらしいですので、それも含めて責任は私にございしますので、貴重なご指摘をいただきありがとうございます。また同じ繰り返しをしないように、肝に銘じて部下にも申し伝えますので、今日のところはお許しをいただければと思えます。ありがとうございます。

○亀井伝吉委員長 ほかになければ、よろしいですか。

青木委員。

○青木秀夫委員 さっきの峯崎課長の説明だとよく分からないのですけれども、これは平成29年から5年間ぐらいの長期契約で債務負担行為として残っていたわけ、そういうやつで。それが令和4年5月まで契約になっていて、本来なら6月まですべきものが5月で終わったので、1か月間違ってしまったと、予算はもう計上してしまったわけだね、5月まで。債務負担行為として残っていたわけですね。今度6月で切れる

と、もう一回5年なら5年のリース契約を更新していかななくてはならないわけ。そういうときの予算の。6月だけ足りないというから、ちょっと何か不可解に思うので、長期契約の最終月が本当は令和4年6月までだったのが5月までの契約になっていたわけ。だから、6月まですべきものを5月までしか契約していなかったわけ。

[何事か言う人あり]

○青木秀夫委員 予算が、長期契約が。そういうことだね。だから、また6月が来ると、これ終わって、7月からまた契約しなくてはならないわけだから、また補正か何かで組んで、このリース契約をこれから組むわけ。

[何事か言う人あり]

○青木秀夫委員 リース契約はもう終了か。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 この契約につきましては、令和4年6月をもって終了となっております。終了です。

○青木秀夫委員 そうすると、これは機械なのでしょう、あそこの計算機の。よくリース契約が終了すると再契約、安く買い取るとかよくあるではないの、それとも返すのか、契約解除って。あれずっと継続して使うわけでしょう。リース契約終わると板倉町のものになってしまうの、あれが。私、リース契約ってよく分からないのだけれども、一般的に償却してしまっって板倉町のになるのか、それとも買い取るのか、それをまた安く。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問ですが、契約終了後は、そのシステム等については無償で町に提供される契約となっているものでございます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 無償で提供されるのはいいけれども、今度維持管理するのはどこかにまた頼まなくてはならないのでしょうか、そこのリース会社か何かに。これ無料でやってくれるわけではないでしょう。リース料の中に維持管理費も入っているのでしょうか、今まで。今度は機械をもらったって、あそこで何かあったときにはどこかに頼まなければ、たまには事故あるのだから。パーが開かないとかなんとか、あるいはお金がどうのこうのとかというので、多少年に何回かあるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問ですが、確かに機械故障する場合等もございます。その場合は、補償関係、別会社で日本パーキングシステムズさんという会社のほうと契約は行っております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 もう一回、何か疑問が。リース会社が終了したというのは5年間で終了したの。あれは設置してからもう20年近くたつよね。あそこの駐車場がオープンしてから20年もたたないけれども、前からもう15年はたつよな。

[「途中で1回ぐらいやはり入れ替えているような感じしているよね」]

と言う人あり]

○青木秀夫委員 機械を更新、新しいものに入れ替えしたり。今のは今年度の6月でリース契約が終了する

わけか。その前には違うものが入っていてリース契約やっていたのかな。その辺のは分からないか、歴史が。後で調べておいてみて。だって、20年もやっていたらリース契約が終了したら、何十年もリース契約していないだろうから、板倉町のになっていたら、今言ったリース契約というのが今年の6月までであったということと自体がちょっと変なふうと思うから。新しい機種に変更したとか、そういうことなのかな。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 ただいまの関係ですが、手元に過去からの資料等ございませんので、調査をしましてご報告を後ほどする形を取らせていただければと思います。よろしくお願いします。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 もう一つ最後に、ついでにこの予算とはちょっと違うのだけれども、最近あそこの駐車場の使用台数が減っていると思うのですけれども、参考までに今どのぐらい、月契約の人と日払いというか、2種類あるのだけれども、概算どのぐらいになっているのですか。月々動いているのは分かるよ。だから概算でいいです。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 ただいまの関係も併せて調べてご報告をさせていただければと思います。

○亀井伝吉委員長 では、後ほど皆さんにご報告願いたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第25号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の案件の審査を終了いたします。

各委員の慎重なるご審査、また執行部の皆様によるご説明、誠にありがとうございました。

○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

閉 会 （午前10時38分）